

令和6年人事院勧告について

《 給与勧告について 》

1. 勧告のポイント

●月例給、ボーナス引上げ

- ①月例給は若年層に重点を置いて引上げ
- ②ボーナスを引上げ、期末勤勉手当に反映

2. 民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 民間給与との比較

●月例給	民間給与との較差	11,183円
●ボーナス	民間の支給割合	4.60月
	公務の支給月数	4.50月

(2) 給与改定の内容と考え方

●月例給

大卒初任給を23,800円、高卒初任給を21,400円引き上げ、1級：11.1%、2級：7.6%（平均改定率：2.76%）

●ボーナス

民間の支給割合との均衡を図るため引上げ 4.50カ月分→4.60カ月分
民間の支給状況等を踏まえ、期末勤勉手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期	計
令和6年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.275月（現行1.225月）	2.50月
	勤勉手当	1.025月（支給済み）	1.075月（現行1.025月）	2.10月
	計	2.25月	2.35月（現行2.25月）	4.60月
令和7年度以降	期末手当	1.25月	1.25月	2.50月
	勤勉手当	1.05月	1.05月	2.10月
	計	2.30月	2.30月	4.60月

【実施時期】 月例給：令和6年4月1日

ボーナス：法律の公布日